

沖縄県文化功労者表彰候補者推薦要領

平成23年 6月29日文化観光スポーツ部長決裁
平成28年 8月 5日一部改正
平成29年 5月23日一部改正
令和 3年 5月11日一部改正

1 推薦方法

次に掲げる書類各1部を添えて、沖縄県知事あて推薦する。

- (1) 表彰候補者調書（様式1）
- (2) 功績調書（様式2）
- (3) 履歴書（様式3）
- (4) 団体の概要調書（様式4）
- (5) その他必要書類

2 推薦人員

県教育委員会が推薦できる推薦人員は個人10人、団体2団体以内とし、関係機関及び文化芸術関係団体等が推薦できる推薦人員は個人3人、団体1団体以内とする。

3 候補者の例示等

- (1) 表彰要綱3の被表彰者の範囲でいう「多年」とは通算15年以上とし、「永年」とは、おおむね20年以上とする。
- (2) 表彰要綱3の(1)でいう候補者とは、例えば、
 - ア 県教育委員会又は市町村教育委員会の各種審議会、委員会の委員等の公職にあって活躍し、文化の振興に功績のあった者
 - イ 文化施設、芸術文化団体、文化財保護団体の活動に尽力し顕著な業績をあげるなど、芸術文化活動、文化財保護活動の指導、普及、育成に功績のあった者
 - ウ 芸術文化の普及振興、文化財の保存活用のため各種事業等を行い、文化の振興に功績のあった者
 - エ 活発な芸術文化活動を行い、芸術文化の振興に功績のあった者
 - オ 文化財等の調査、研究あるいは保護活動を通じ、文化の振興に功績のあった者
- (3) 表彰要綱3の(2)でいう候補者とは、例えば、
 - ア 文化財の管理、修理、復旧等に貢献した者
 - イ 無形文化財、民俗文化財、文化財保護技術の伝承、後継者の養成等に貢献した者

4 候補者の対象としない者

- (1) 現に地方公共団体に勤務する常勤の職員で、文化行政に関する事務に従事している者
ただし、市町村の文化施設（美術館、博物館、文化会館等）の職員を除く
- (2) 文化勲章受章者、文化功労者、芸術院会員、芸術院賞受賞者、重要無形文化財保持者（各個指定）
- (3) 芸術文化又は文化財保護に関する功労による勲章、褒賞（紺綬は除く）受賞者
- (4) 過去に地域文化功労者表彰又は文化庁長官表彰を受けた者
- (5) 過去に文化に関する沖縄県功労者表彰を受けた者
- (6) 死亡した者

5 留意事項

- (1) 推薦に当たっては、慎重に調査及び審査をすること。特に、社会道徳に反する行いのある者は差し控えること。
- (2) 候補者の年齢は、おおむね50歳以上とすること。